

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令案参照条文

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）（抄）  
（船舶保安証書）

第十三条 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書を交付しなければならない。

- 一 当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていること。
- 二 第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていること。
- 三 第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていること。
- 四 第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていること。
- 五 第九条第一項の規定により操練が実施されていること。
- 六 当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていること。
- 七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。
- 2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。
- 4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5～8 （略）